

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
旅館業法（昭和23年法律第138号）第7条の2	改善命令	生活衛生課

1 旅館業法第7条の2に基づき、営業者に命じる改善措置の処分に係る審査基準は次のとおりとする。

営業施設の構造設備が旅館業法第3条第2項の規定に基づく政令で定める基準（旅館業法施行令第1条）に適合しなくなり、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

2 処分期間は、次のとおりとする。

改善するために要する相当期間。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。